

## サービス産業動態統計調査規則の概要について

### 1 制定の背景

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第 IV 期基本計画。令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）を踏まえ、総務省では、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とし、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「サービス産業動態統計」を作成するための統計調査として、令和 7 年 1 月から新たにサービス産業動態統計調査を実施する。

本調査を実施するに当たり、サービス産業動態統計調査規則を制定する。

### 2 主な内容

#### <本則>

サービス産業動態統計調査の実施に関し必要な事項を規定するもの

#### (1) 調査の期日

サービス産業動態統計調査は、毎月末現在によって行うことを規定する。

#### (2) 調査の対象

サービス産業動態統計調査は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業に属する事業所及び企業等を対象とすることを規定する。

- ① 大分類 G—情報通信業
- ② 大分類 H—運輸業、郵便業
- ③ 大分類 K—不動産業、物品賃貸業
- ④ 大分類 L—学術研究、専門・技術サービス業（中分類 71—学術・開発研究機関及び細分類 7282—純粋持株会社を除く。）
- ⑤ 大分類 M—宿泊業、飲食サービス業
- ⑥ 大分類 N—生活関連サービス業、娯楽業（小分類 792—家事サービス業を除く。）
- ⑦ 大分類 O—教育、学習支援業（中分類 81—学校教育を除く。）
- ⑧ 大分類 P—医療、福祉（小分類 841—保健所、小分類 851—社会保険事業団体及び小分類 852—福祉事務所を除く。）

- ⑨ 大分類R—サービス業（他に分類されないもの）（中分類93—政治・経済・文化団体、中分類94—宗教及び中分類96—外国公務を除く。）

### （3） 調査事項等

次に掲げる事項を調査することを規定する。

- ① 事業所に関する事項
- イ 名称、所在地及び法人番号
  - ロ 消費税の税込記入・税抜記入の別
  - ハ 売上（収入）金額
  - ニ 事業所の主な事業活動の種類
  - ホ 従業者数
- ② 企業等に関する事項
- イ 名称、所在地及び法人番号
  - ロ 消費税の税込記入・税抜記入の別
  - ハ 事業活動別売上（収入）金額
  - ニ 従業者数

また、総務大臣は、サービス産業動態統計調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示することを規定する。

### （4） 調査の方法

サービス産業動態統計調査は、次に掲げるいずれかの方法により行うことを規定する。

- ① 総務大臣が識別符号を記載した書類を調査事業所又は調査企業等ごとに郵便等により送付し、及び当該調査事業所の管理責任者又は当該調査企業等を代表する者（以下「報告義務者」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法
- ② 総務大臣が調査票を調査事業所又は調査企業等ごとに郵便等により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

(5) 報告の義務及び方法

- ① 調査事項のうち、(3) ①に掲げる事項については調査事業所の管理責任者が、(3) ②に掲げる事項については調査企業等を代表する者が、それぞれ報告することを規定する。
- ② 調査の方法のうち、(4) ①に掲げる方法については、報告義務者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法により、(4) ②に掲げる方法については、調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法により、調査期日の属する月の翌月15日までに行うことを規定する。

(6) 結果の公表等

総務大臣は、調査票（(4) ①に掲げる方法により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表することを規定する。

(7) 調査票等の保存

調査票等の保存期間を規定する。

<附則>

施行及び適用について規定するもの

3 施行期日

公布の日から施行する。